

高浜発電所 安全審査資料
3-改3
2021年12月20日

高浜発電所 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉

蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、
外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更
の安全設計について

2021年12月

関西電力株式会社

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

目次

1. はじめに	1
2. 設置許可基準規則への適合性について	2

(参考資料)

1. 解析コードの概要
2. 減容したバーナブルポイズンの線源核種の考え方
3. 減容 B P 運搬用容器の設置許可基準規則第二十七条の適用及び本申請における記載について
4. 外部遮蔽壁保管庫での保管対象物の記載について
5. 減容 B P 運搬用容器の耐震性評価について

1. はじめに

蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更の安全設計について「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日制定）（以下、「設置許可基準規則」という。）に適合するように設計する。

蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更に関連する設置許可基準規則としては、以下の条文が該当する。

- ・第八条 火災による損傷の防止
- ・第十二条 安全施設
- ・第二十七条 放射性廃棄物の処理施設
- ・第二十八条 放射性廃棄物の貯蔵施設
- ・第二十九条 工場等周辺における直接線等からの防護
- ・第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護

これらの条文に対する適合性は次項のとおり。

2. 設置許可基準規則への適合性について

(1) 第八条 火災による損傷の防止

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。

(1) 火災発生防止

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合若しくは他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合を除き、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計とする。

(2) 火災の感知及び消火

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行えるように異なる種類の感知器を設置する設計とする。

消火設備は、消火器及び消火栓を設置するとともに、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災発生時に煙の充満、放射線の影響により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。

今回の申請にて保管する減容したバーナブルポイズンを含め、蒸気発生器保管庫及び外部遮蔽壁保管庫の保管対象物はすべて不燃物であり、本設計方針に変更はない。

なお、蒸気発生器保管庫及び外部遮蔽壁保管庫での具体的な火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置は添付のとおり。

火災発生防止、火災感知、消火、火災影響軽減の措置一覧

措置項目	蒸気発生器保管庫	外部遮蔽壁保管庫
火災発生防止	不燃物のみを保管	不燃物のみを保管
火災感知	異なる2種類の感知器（アナログ式の煙感知器及び熱感知器）を組みあわせて設置する設計	異なる2種類の感知器（アナログ式の煙感知器及び熱感知器）を組みあわせて設置する設計
消火	火災発生時に煙の充満、放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域であるため、消火器、消火栓で消火を行う設計	火災発生時に煙の充満、放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域であるため、消火器、消火栓で消火を行う設計
火災影響軽減	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離する設計	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離する設計

(2) 第十二条 安全施設

7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共に用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第7項について

外部遮蔽壁保管庫は、1号、2号、3号及び4号炉共用とするが、共用によって発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

具体的には、外部遮蔽壁保管庫は、安全機能の重要度によりクラス3(PS-3)に分類されるが、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵するのに必要な貯蔵容量を有しており、共用によって発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

外部遮蔽壁保管庫の具体的な貯蔵容量、保管物は添付のとおり。

外部遮蔽壁保管庫の貯蔵容量と保管物一覧

外部遮蔽壁保管庫				
貯蔵容量* ¹	保管物			備考
	工事件名	品目	保管量	
8,300 m ³ /棟	外周コンクリート壁一部撤去	コンクリート等* ²	約 1,849m ³	2021年11月末保管分
	蒸気発生器取替	コンクリート等* ²	約 11m ³	今回追加分
		配管サポート	約 10m ³	今回追加分
		主蒸気管、主給水管	約 60m ³	今回追加分
	原子炉容器上部ふた取替	コンクリート等* ²	約 109m ³	今回追加分
	合 計		約 2,039m ³	—

* 1 : 外部遮蔽壁保管庫の貯蔵容量は、保管できる容器の最大数量から設定している。

* 2 : 「等」とは、鉄筋及び埋め込み金物を示す。



外部遮蔽壁保管庫内の保管物の配置

(3) 第二十七条 放射性廃棄物の処理施設

工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならぬ。

三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。

適合のための設計方針

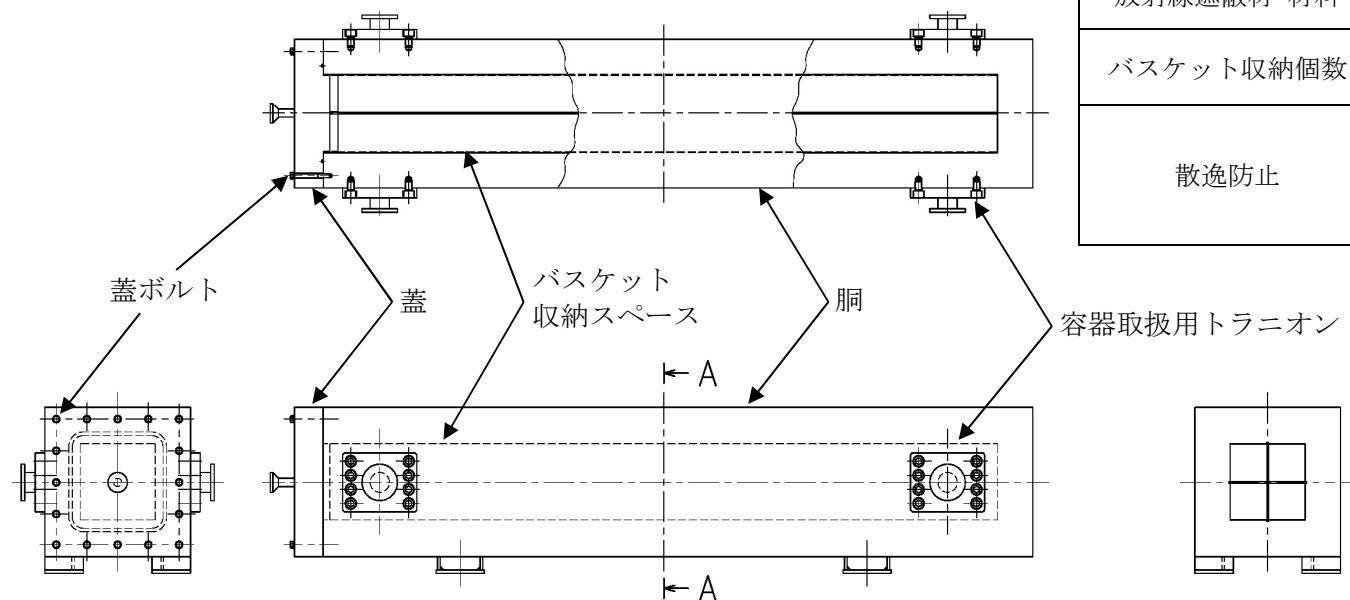
第1項第3号について

固体廃棄物処理施設は、放射性物質が散逸し難い設計とする。

具体的には、蒸気発生器保管庫への減容したバーナブルポイズンの運搬時は、遮蔽機能を有する容器に封入して運搬することにより、放射性物質の散逸防止を考慮した設計とする。

減容したバーナブルポイズンを封入する容器の概略図を添付に示す。

主要寸法	全長	約4.6m
	幅	約0.9m
	高さ	約0.9m
	胴板厚さ	約0.2m
材料	SS400	
放射線遮蔽材 材料	SS400	
バスケット収納個数	4個	
散逸防止	取扱い、運搬及び保管時に、き裂、破損が生じない構造、材質の容器に収納	



断面AA

減容したバーナブルポイズンの運搬用容器概略図

(4) 第二十八条 放射性廃棄物の貯蔵施設

工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

- 一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。
- 二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること。

適合のための設計方針

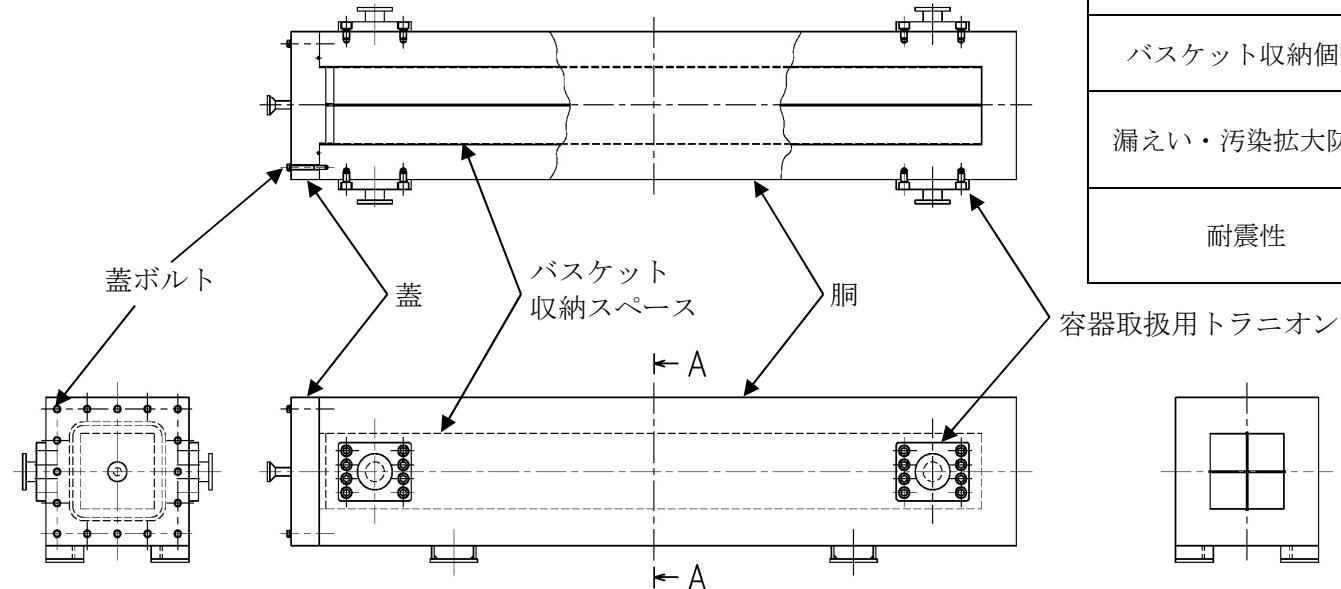
第1項第1号及び第2号について

放射性廃棄物を貯蔵する施設は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とするとともに、固体状の放射性物質を貯蔵する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。具体的には以下のとおりとする。

蒸気発生器保管庫は、容器等に封入した蒸気発生器、原子炉容器上部ふた及び減容したバーナブルポイズン等を貯蔵することにより放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。

外部遮蔽壁保管庫は、容器に封入した外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵することにより、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。

蒸気発生器保管庫で保管する減容したバーナブルポイズンを収納する容器の概略図を添付に示す。



主要寸法	全長	約 4.6m
	幅	約 0.9m
	高さ	約 0.9m
	脇板厚さ	約 0.2m
材料	SS400	
バスケット収納個数	4 個	
漏えい・汚染拡大防止	運搬及び保管時は、ふた部をボルトにより締結。	
耐震性	耐震 B クラス相当の静的地震力でも問題なし	

断面AA

減容したバーナブルポイズンの運搬用容器概略図

(5) 第二十九条 工場等周辺における直接線等からの防護

設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならぬ。

適合のための設計方針

通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率が、十分に低減（空気カーマで 1 年間当たり 50 マイクログレイ以下となるように）できる設計とする。

蒸気発生器保管庫及び外部遮蔽壁保管庫の保管対象物の変更に伴う敷地周辺の空間線量率は、添付のとおり、1 年間当たり 50 マイクログレイ以下になる見込みであり、本設計方針に変更はない。

高浜発電所 1 号、 2 号、 3 号及び 4 号炉
平常運転時における直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量評価について

1. はじめに

使用済燃料ピットに貯蔵している減容したバーナブルポイズン（以下、「減容 B P」 という。）を専用の容器に収納して、既設の B 蒸気発生器保管庫（以下、「B – S G 保管庫」 という。）に運搬し保管する計画である。

また、B – S G 保管庫での減容 B P の保管スペースを確保するため、B – S G 保管庫内の一部の固体廃棄物を外部遮蔽壁保管庫に移動する計画である。

ここでは、既設の A 蒸気発生器保管庫（以下、「A – S G 保管庫」 という。）及び B – S G 保管庫に保管されている既保管物は時間による減衰を考慮することとし、外部遮蔽壁保管庫へ移動する保管物のコンクリート片等は表面線量が低く（ 0.001mSv/h 以下）、既認可での外部遮蔽壁保管庫の遮蔽性能評価における評価条件（保管容器の表面が 0.001mSv/h になる時の線源強度で建屋容量満杯状況で評価）を満足していることから変更はないこととし、B – S G 保管庫における減容 B P からの直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量を評価して、既保管物及び既設建屋を含めた高浜発電所の敷地境界外における線量が、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会了承一部改訂平成 13 年 3 月 29 日原子力安全委員会）に示される年間 $50\mu\text{Gy}$ 以下であることを確認する。

2. 評価条件

(1) 減容 B P 運搬用容器

a. B – S G 保管庫の遮蔽厚

保管庫の壁及び天井の材料は鉄筋コンクリートであるが、鉄筋の遮蔽能力はコンクリートよりも大きいため、評価においては全てコンクリートとして扱う。また、コンクリート厚さを以下に示すが、評価においてはマイナス側の許容差 [] を考慮する。

	B – S G 保管庫
壁厚 (mm)	[]
天井厚 (mm)	[]

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

b. 線源条件

線源として、1号炉及び2号炉の減容B P運搬用容器（14基）を対象とし、表面線量率が2mSv/hとなる線源強度を設定する。

減容B Pの線源核種としては、B Pの放射化により種々の核種が生成されるが、比較的半減期が長く、ガンマ線エネルギーが高いCo-60を想定する。

c. 線源強度

減容B P運搬用容器のガンマ線の線源強度は、容器表面で2mSv/hに相当する強度を「QAD-CGGP2Rコード」により算出した。線源強度は、第1表のとおり。

第1表 減容B P運搬用容器の線源強度

線源	基数	線源強度
減容B P 運搬用容器	14基	1.9E+03 MeV/(cm ³ ·s) (代表エネルギー 1.3MeV) (容器表面で2mSv/hに相当する強度(単位体積当たり))

d. 評価モデル

第1図に「減容B P運搬用容器からの直接ガンマ線量計算形状図」とび第2図に「スカイシャインガンマ線量計算形状図」を示す。

e. 評価地点

第3図に「線量評価地点」を示す。

(2) 既保管物

A-S G保管庫及びB-S G保管庫には、蒸気発生器取替工事や原子炉容器上ふた取替工事で取り替えられた機器を収納した保管容器が貯蔵保管されており、これらの既保管物については、保管してから長期間が経過していることから、既工事計画認可申請書の敷地境界線量の減衰補正を行う。補正方法としては、既保管物個々の設定表面線量率と保管時の実測値の線量率比、減容B P運搬用容器の運搬時期（2024年4月以降）を考慮した時間減衰率（2023年3月末まで）により減衰補正を行う。

【補正方法】

既工事計画認可申請書の減衰補正後の敷地境界線量

$$= \Sigma \left(\boxed{\text{個々の保管物における既工事計画認可申請段階での敷地境界線量}} \times \boxed{\frac{\text{保管時の最大実測値}}{\text{設定表面線量率}}} \times \boxed{\text{測定日から減容B P搬出時期までの時間減衰率}} \right)$$

なお、時間減衰を考慮するにあたっては、保守的な結果となるよう比較的半減期が長いCo-60の半減期により減衰補正を行う。

3. 計算結果

上記条件を用いて評価を行った結果を下記に示す。

なお、減容B P運搬用容器からの直接ガンマ線量は「QAD-CGGP2R コード」、スカイシャインガンマ線量は「SCATTERING コード」により計算を行った。

(1) B-S G保管庫

計算結果を第2表に示す。

第2表 減容B P運搬用容器からの

直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量計算結果

線源	線量(μGy/年)	
減容B P 運搬用容器	直接ガンマ線量	1.7×10^{-1}
	スカイシャインガンマ線量	2.5×10^{-2}

また、既設保管物を含めたB-S G保管庫からの合計線量は第3表のとおりである。

第3表 B-S G保管庫からの合計線量

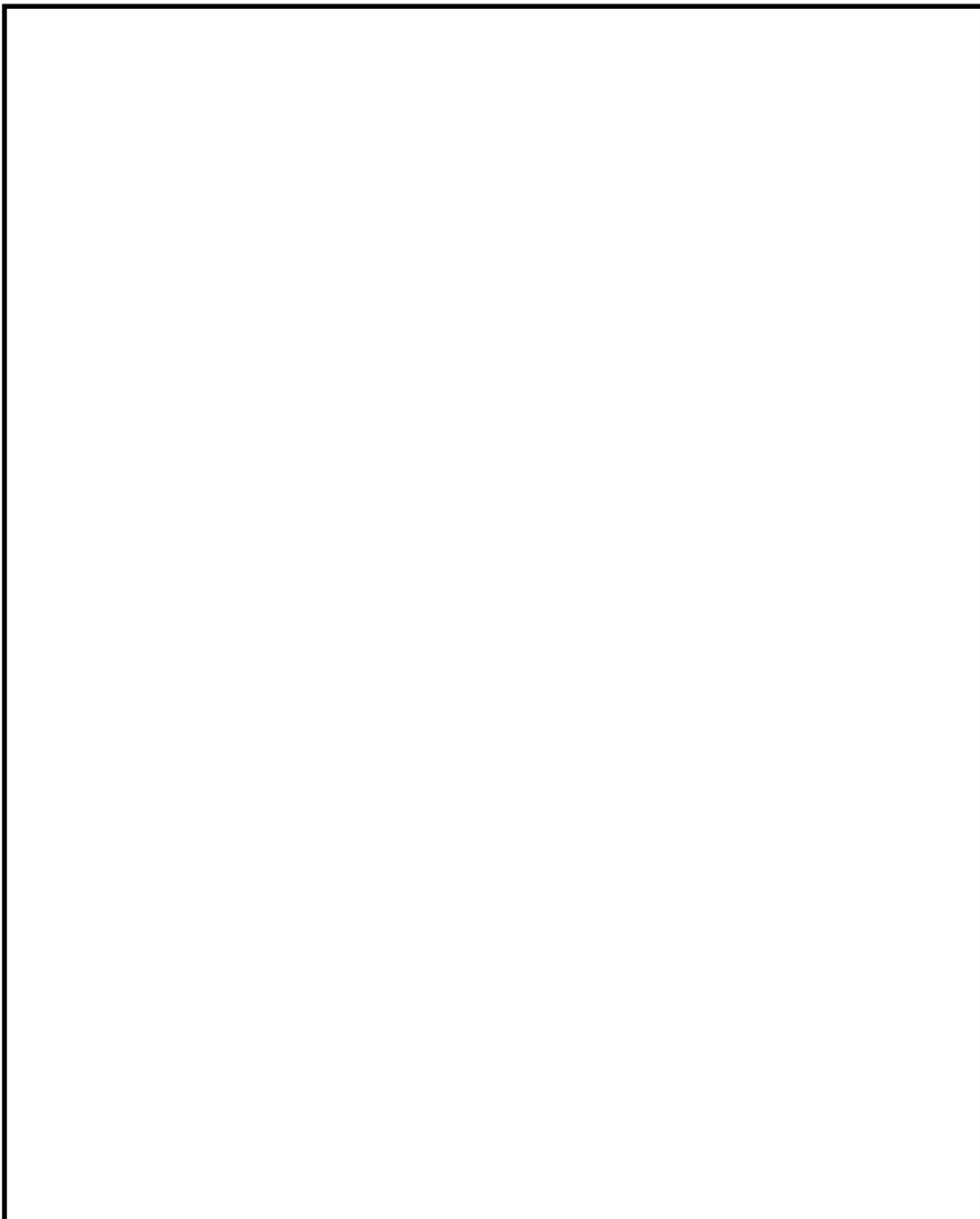
線源	年間線量(μGy/年)
減容B P運搬用容器	2.0×10^{-1}
既保管物	1.5×10^{-2}
合 計	2.1×10^{-1}

(2) A-S G保管庫

計算結果を第4表に示す。

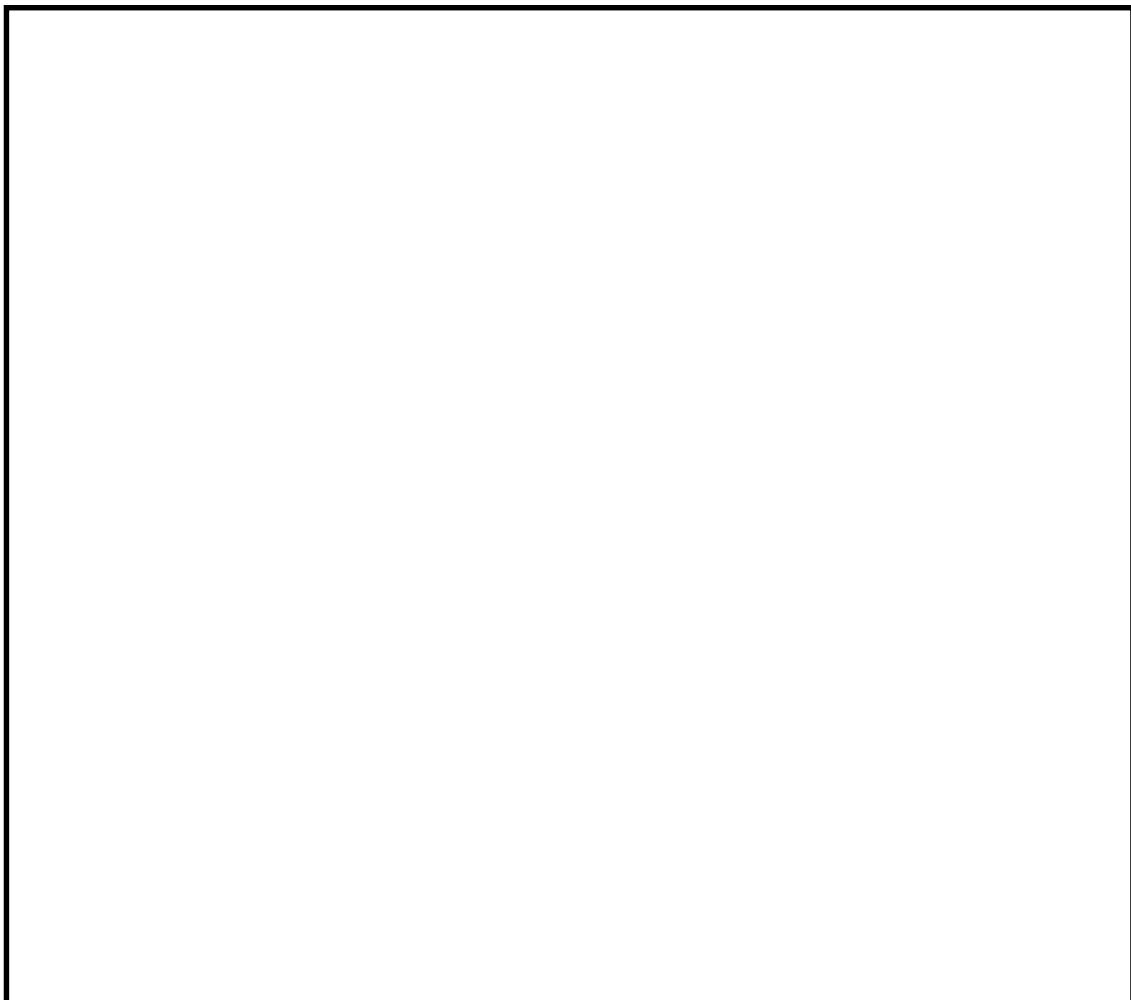
第4表 A-S G保管庫からの合計線量

線源	年間線量(μGy/年)
既保管物	1.5×10^{-1}
合 計	1.5×10^{-1}



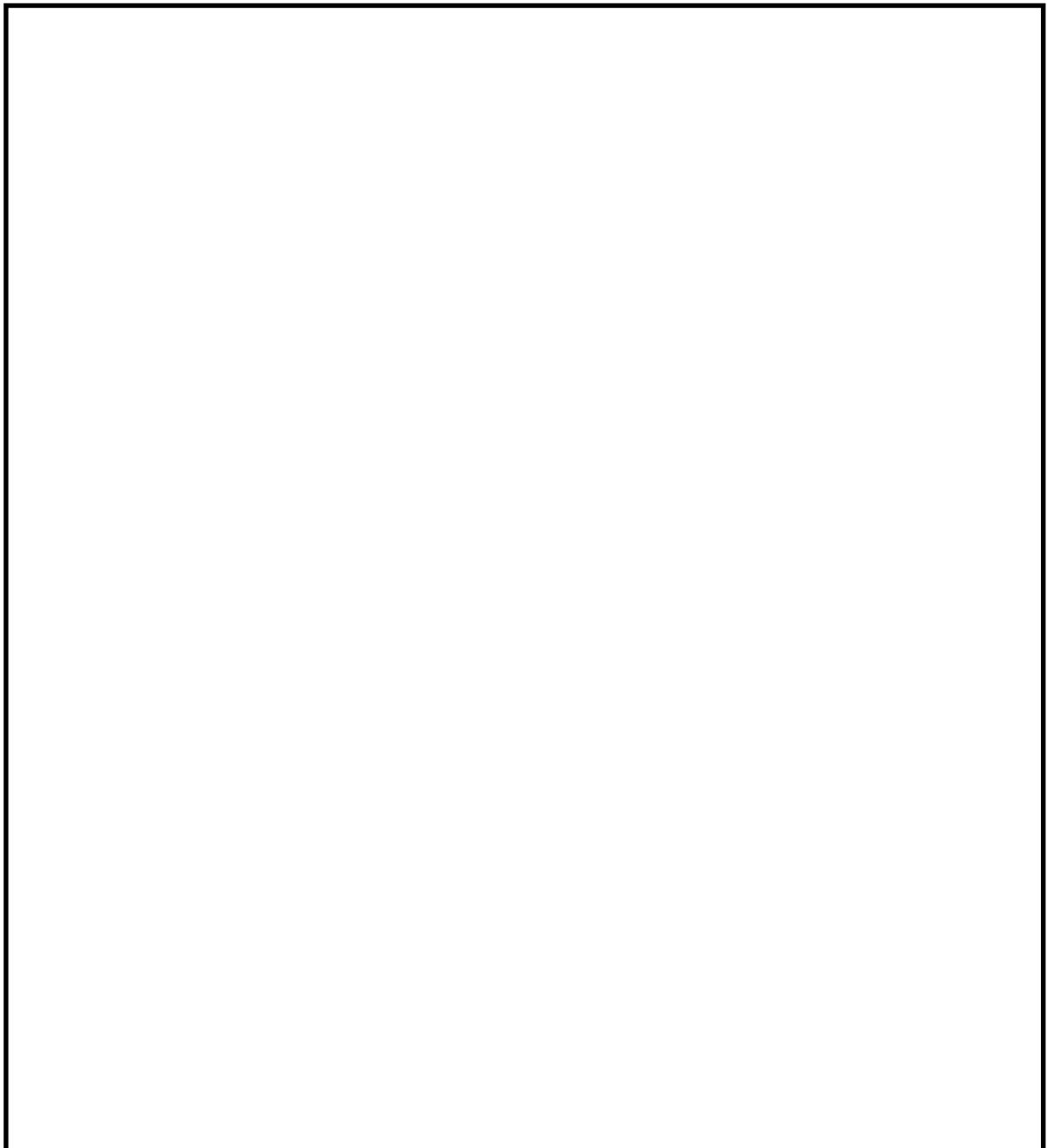
第1図 減容B P運搬用容器からの直接ガンマ線量計算形状図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2図 減容B P運搬用容器からのスカイシャインガンマ線量計算形状図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3図 線量評価地点

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

4. 評価結果

B-SG保管庫への減容BPの保管に伴う、B-SG保管庫の保管物及び既設建屋を含め直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量を評価した。既保管物及び既設建屋を含めた高浜発電所の敷地境界外における直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量は第5表に示すとおり年間 $35.4\mu\text{Gy}$ であり、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会承一部改訂平成13年3月29日原子力安全委員会)に示される年間 $50\mu\text{Gy}$ 以下であることを確認した。

第5表 直接ガンマ線量及びスカイシャインガンマ線量の評価結果

線 源		線 量 ($\mu\text{Gy}/\text{年}$)	
原子炉 格納容器	1・2号機	スカイシャインガンマ線量	9.8×10^{-2}
		直 接 ガ ン マ 線 量	1.4×10^{-1}
	3・4号機	スカイシャインガンマ線量	2.6×10^{-3}
		直 接 ガ ン マ 線 量	2.6×10^{-1}
原子炉 補助建屋等	1・2号機 燃料取替用水タンク	スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	2×10^{-1}
固体貯 廃 藏 棄 庫 物	A-廃棄物庫	スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	9
	B-廃棄物庫		8.0×10^{-2}
	C-廃棄物庫		19
	D-廃棄物庫		6
	A蒸気発生器保管庫	スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	1.5×10^{-1}
	B蒸気発生器保管庫		2.1×10^{-1}
	外部遮蔽壁保管庫		1.1×10^{-1}
廃樹脂貯蔵室		スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	2×10^{-2}
廃樹脂処理建屋		スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	8×10^{-4}
固体廃棄物固型化処理建屋		スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	9.1×10^{-3}
使用済燃料輸送容器保管建屋		スカイシャインガンマ線量 直 接 ガ ン マ 線 量	3×10^{-2}
合 計			35.4
(参考) 既工事計画認可申請書での合計			(38.1)

(6) 第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護

設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。

適合のための設計方針

第1項第1号について

外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減でき、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。具体的には以下のとおりとする。

原子炉施設は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づいて管理区域を定めるとともに通常運転時、保修時等において放射線業務従事者が受ける線量が「線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないようにし、さらに、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を合理的に達成できる限り低減できるように、遮蔽及び機器の配置を行うとともに空間線量率の高い区域に設置する弁等は可能な限り遠隔操作可能な設計とする。

なお、遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入り頻度、滞在時間等を考慮して外部放射線に係る設計基準線量率を設け、これを満足するようとする。

減容したバーナブルポイズンを貯蔵保管する蒸気発生器保管庫は、減容したバーナブルポイズンを含む放射性固体廃棄物の貯蔵保管において、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、遮蔽、機器の配置等、所要の放射線防護上の措置を講じる設計方針に変更はない。

具体的には、添付のとおり、蒸気発生器保管庫外が管理区域境界の基準を満足している。

また、蒸気発生器保管庫から保管物の一部を移動する外部遮蔽壁保管庫は、移動する保管物のコンクリート片等の表面線量が低い（ 0.001mSv/h 以下）ため、既工事計画認可申請書での外部遮蔽壁保管庫の遮蔽性能評価における評価条件（保管容器の表面で 0.001mSv/h となる時の線源強度で評価）を満足している。

B－蒸気発生器保管庫の遮蔽機能評価

1. はじめに

使用済燃料ピットに貯蔵している減容したバーナブルポイズン（以下、「減容B P」）という。）を、遮蔽機能を有した専用の容器に収納して、既設のB蒸気発生器保管庫（以下、「B－SG保管庫」という。）に運搬し保管する計画である。

ここでは、蒸気発生器保管庫の遮蔽機能について評価し、蒸気発生器保管庫の壁外表面における線量率が管理区域の基準線量である $1.3\text{mSv}/3\text{月間}$ (0.0026mSv/h) 以下であることを確認する。

2. 評価条件

(1) B－SG保管庫の遮蔽厚

保管庫の壁の材料は鉄筋コンクリートであるが、鉄筋の遮蔽能力はコンクリートよりも大きいため、評価においては全てコンクリートとして扱う。また、コンクリートの壁厚 [] に対して、評価においてはマイナス側の許容差 [] を考慮する。

(2) 線源条件

線源として、1号炉及び2号炉の減容B P運搬用容器（14基）を対象とし、表面線量率が 2mSv/h となる線源強度を設定する。

減容B Pの線源核種としては、B Pの放射化により種々の核種が生成されるが、比較的半減期が長く、ガンマ線エネルギーが高いCo-60を想定する。

なお、B－SG保管庫には、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替工事や原子炉容器上ふた取替工事で取り替えられた機器を収納した保管容器が貯蔵保管されているが、これらの既保管物については、保管してから長期間が経過していることから、設定表面線量率と保管時の実測値の線量率比、減容B P運搬用容器の運搬時期（2024年4月以降）を考慮した時間減衰率（2023年3月末まで）による補正を考慮することで、既保管物の壁外線量率は減容B Pよりも十分に小さくなることを確認しているため、B－SG保管庫の遮蔽性能評価においては減容B P運搬用容器（14基）のみを評価対象とする。

[] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(3) 線源強度

減容 B P 運搬用容器のガンマ線の線源強度は、容器表面で 2mSv/h に相当する強度を「QAD-CGGP2R コード」により算出した。線源強度は、第 1 表のとおり。

第 1 表 減容 B P 運搬用容器の線源強度

線源	基数	線源強度
減容 B P 運搬用容器	14 基	$1.9E+03 \text{ MeV}/(\text{cm}^3 \cdot \text{s})$ (代表エネルギー 1.3MeV) (容器表面で 2mSv/h に相当する強度 (単位体積当たり))

(4) 評価モデル

減容 B P 運搬用容器は、B-S G 保管庫内で固定しないことから、移動した場合を考えし、評価点での評価が厳しくなるように、評価点に対して減容 B P 運搬用容器 1 基分の線量率を評価し、距離に係わらず基数倍（14 倍）することで合計線量率を評価する。

第 1 図に「減容 B P 運搬用容器からの B-S G 保管庫壁外線量率計算形状図」を示す。

(5) 計算結果

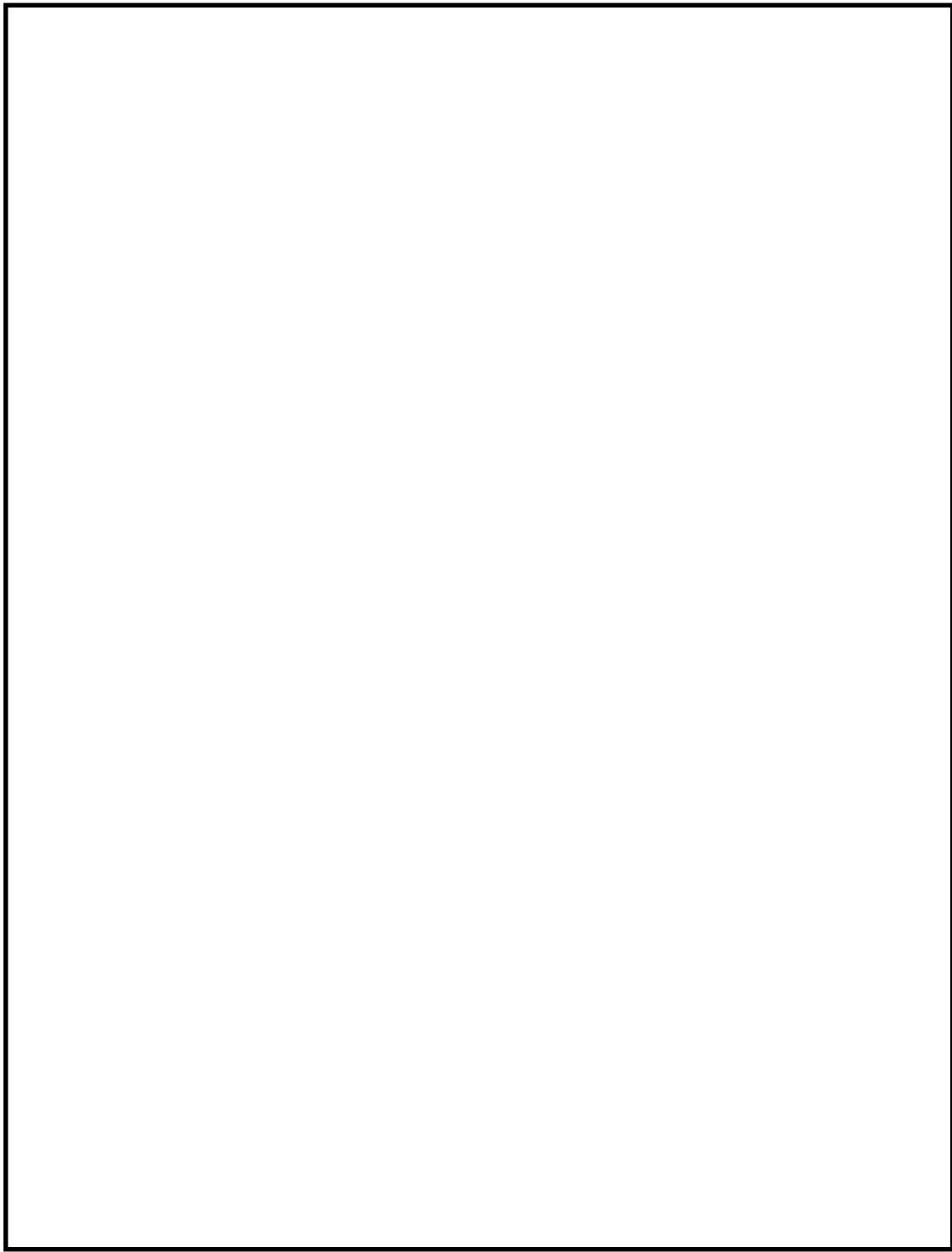
上記条件を用いて、B-S G 保管庫の壁外表面における減容 B P 運搬用容器からの直接ガンマ線量率は「QAD-CGGP2R コード」により計算を行った。計算結果を第 2 表に示す。

第2表 B-S G 保管庫の壁外表面における
減容 B P 運搬用容器からの直接ガンマ線量率計算結果

線源	線量率(mSv/h)	
減容 B P 運搬用容器	直接ガンマ線量率	0.0011

3. 評価結果

B-S G 保管庫への減容 B P 運搬用容器の保管に伴う、B-S G 保管庫壁外の直接ガンマ線量率を評価した。減容 B P 運搬用容器による壁外線量率は 0.0011mSv/h であり、 0.0026mSv/h ($1.3\text{mSv}/3$ 月間を 500 時間/ 3 月間(年 2000 時間)として算出したもの) を満足していることを確認した。



第1図 減容B P運搬用容器からのB-SG保管庫壁外線量率計算形状図
(直方体モデル)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

減容したバーナブルポイズン運搬用容器の遮蔽機能評価

1. はじめに

使用済燃料ピットに貯蔵している減容したバーナブルポイズン（以下、「減容 B P」）という。）を、遮蔽機能を有した専用の容器に密封収納して、既設の B 蒸気発生器保管庫（以下、「B-SG 保管庫」という。）に運搬し保管する計画である。

ここでは、減容 B P 運搬用容器の遮蔽機能について評価し、運搬用容器の表面線量率が 2mSv/h 以下であることを確認する。

2. 評価条件

(1) 減容 B P 運搬用容器の遮蔽厚

基本設計段階であり、最終的には容器表面で 2mSv/h 以下となる遮蔽厚で運搬用容器を設計するが、現時点においては以下のとおり。（第 1 図 減容 B P 運搬用容器概略図）

- ・容器胴部 : 
- ・容器蓋、底部 : 

(2) 線源条件

減容 B P の線源核種としては、B P の放射化により種々の核種が生成されるが、比較的半減期が長く、ガンマ線エネルギーが高い Co-60 を想定する。

また、減容 B P 運搬用容器内の線源は、容器に収納するホールドダウン部のバスケットとロッド部のバスケットのうち、放射化の影響が大きいロッド部のバスケットを対象とし、ロッド部のバスケットに関しても、全ての B P（1 号機：190 体、2 号機：187 体）の中で放射能量が最大となる B P がロッド部のバスケット内に最大収納体数（12 体）分収納され、当該ロッド部のバスケット 4 個が容器に収納されるものとする。

(3) 線源強度

以下の放射化放射能量の計算の基本式に基づき、減容 B P 運搬用容器の放射能量を算出した。算出した結果を第 1 表に示す。

また、第 1 表の放射能量を元に線源強度を算出した。算出した結果を第 2 表に示す。

（放射化放射能量の計算の基本式）

$$A = N_0 \cdot \sigma \cdot \varphi \cdot (1 - \exp(-\lambda \cdot T_s)) \cdot \exp(-\lambda \cdot T_d)$$

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

ここで、

- A : 放射化放射能量 (Bq)
N₀ : 原子数 (atom)
 σ : Co-59 (n, γ) Co-60 反応断面積 (b)
 φ : 热中性子束 (n/(cm²·s))
 λ : Co-60 崩壊定数 (s⁻¹)
T_s : 照射時間 (s)
T_d : 冷却時間 (s)

第1表 減容B P運搬用容器の放射化放射能量 (1容器当たり)

放射化放射能量 (Bq)	
高浜 1号炉	高浜 2号炉
2.3×10^{13}	2.2×10^{13}

第2表 減容B P運搬用容器のガンマ線の線源強度 (1容器当たり)

代表エネルギー (MeV)	線源強度(MeV/s)	
	高浜 1号炉	高浜 2号炉
1.3	5.8×10^{13}	5.6×10^{13}

(4) 評価モデル

第2図に「減容B P運搬用容器の容器表面線量率計算形状図」を示す。

(5) 評価結果

上記条件を用いて、減容B P運搬用容器の容器表面線量率を「QAD-CGGP2Rコード」により計算を行った。評価結果を第3表に示す。

第3表 減容B P運搬用容器の容器表面線量率

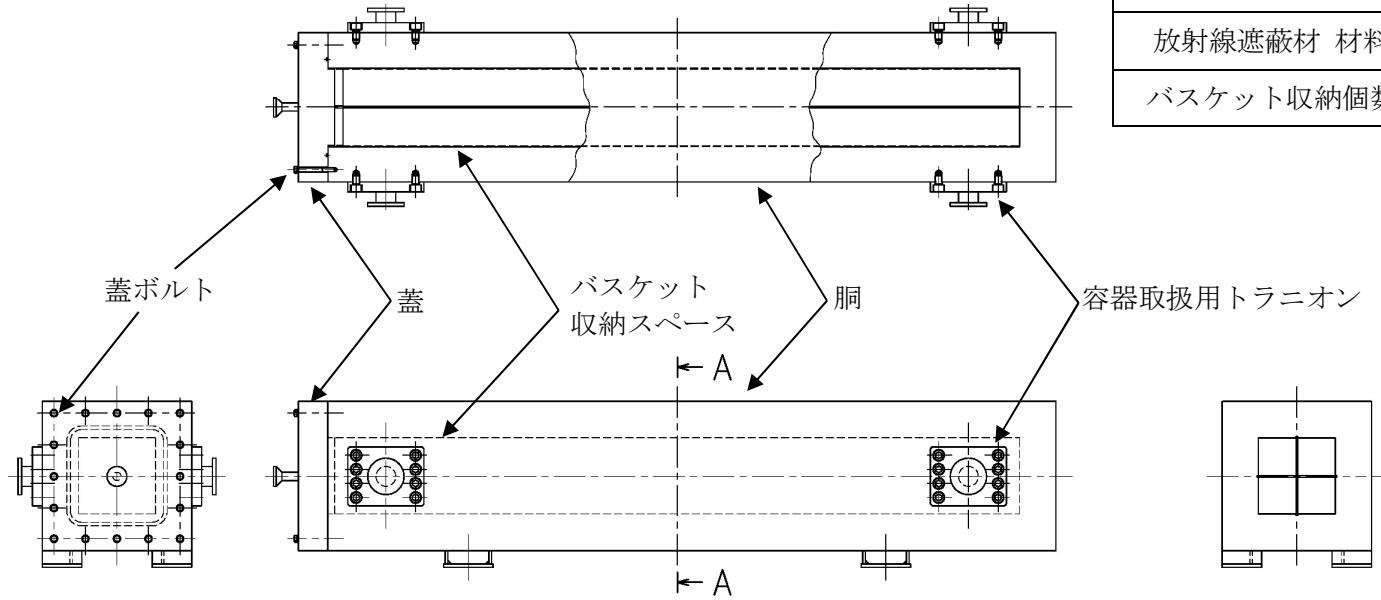
代表エネルギー (MeV)	容器表面線量率 (mSv/h)	
	容器胴部	容器蓋部・底部
減容B P運搬用容器	1.8×10^0	1.7×10^0
遮蔽設計基準	≤ 2	

3. 評価結果

B-SG保管庫へ保管する減容B Pの運搬用容器表面における線量当量率を評価した。

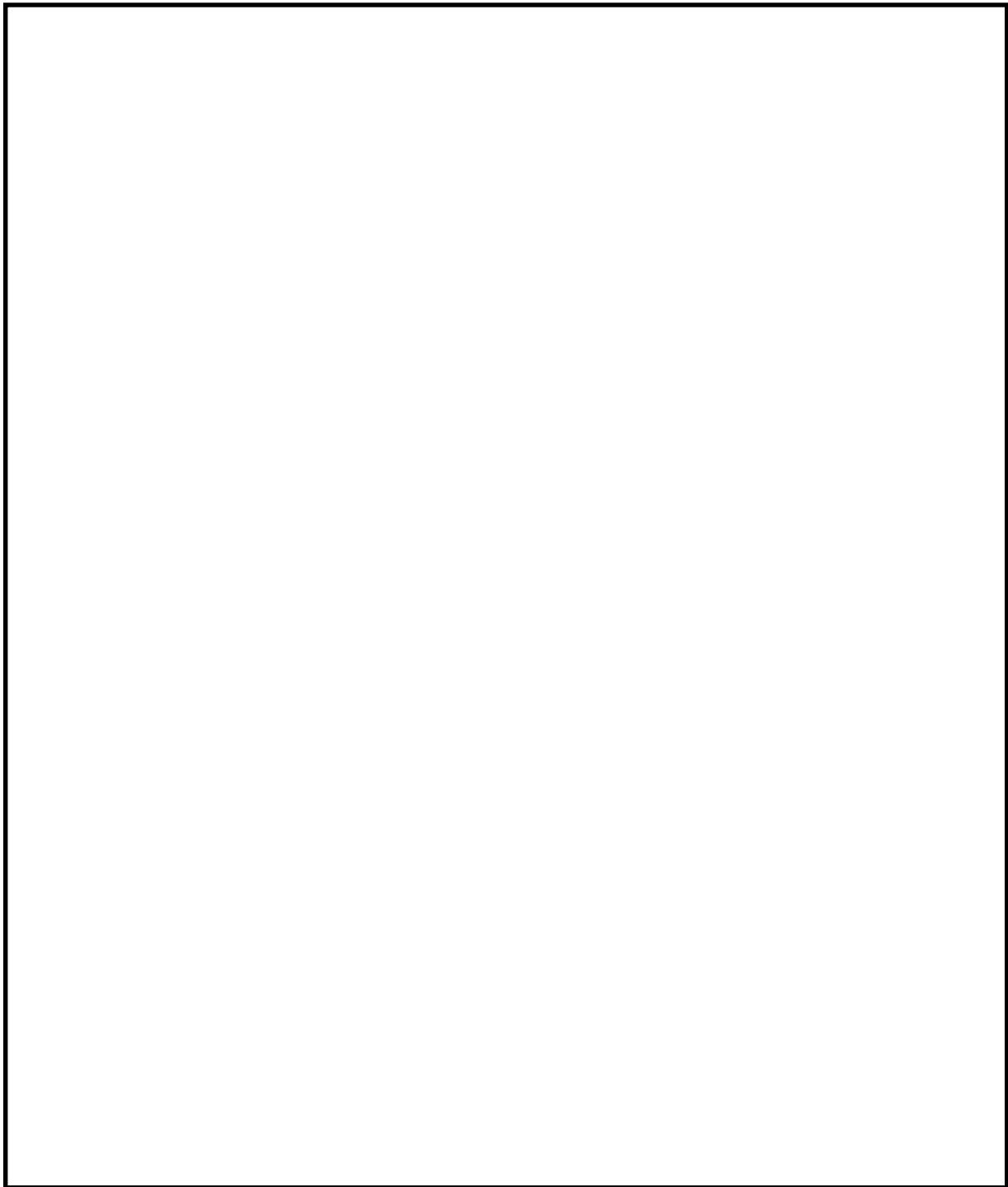
容器表面で 1.8 mSv/h であり、 2 mSv/h 以下を満足していることを確認した。

また、線源強度に基づき減容B Pの発熱量を算出した結果、発熱量は 0.01 kW 以下（1容器当たり）と非常に微小であることから、減容B P運搬用容器は自然冷却による除熱が可能である。



第1図 減容B P運搬用容器概略図

主要目表	
主要寸法	全長
	約 4.6m
	幅
	約 0.9m
高さ	
約 0.9m	
胴板厚さ	
約 0.2m	
材料	
SS400	
放射線遮蔽材 材料	
SS400	
バスケット収納個数	
4 個	



第2図 減容B P運搬用容器の容器表面線量率計算形状図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

解 析 コ 一 ド の 概 要

項目	コード名
開発機関	米国ロスアラモス国立研究所及び日本原子力研究開発機構
開発時期	1967年
使用したバージョン	Ver.1.04
使用目的	遮蔽計算 (蒸気発生器保管庫における管理区域境界線量率、敷地境界線量計算 及び減容したバーナブルポイズン運搬用容器のガンマ線量率計算)
コードの概要	本解析コードは、米国ロスアラモス国立研究所で開発されたガンマ線の物質透過を計算するための点減衰核積分法解析コード「QAD」をベースとし、旧日本原子力研究所がICRP1990年勧告の国内関連法令・規則への取り入れにあわせて、実効線量率等を計算できるように改良したバージョンである。 本解析コードは、線源及び遮蔽体を直方体、円筒、球等の3次元形状で模擬した計算体系でガンマ線の実効線量率及び空気カーマ率等を点減衰核積分法により計算することができる。
検証(Verification) 及び 妥当性確認(Validation)	QAD-CGGP2R Ver.1.04は、点減衰核積分法による蒸気発生器保管庫における管理区域境界線量率及び敷地境界線量計算、減容したバーナブルポイズン運搬用容器のガンマ線量率計算に使用している。 【検証(Verification)】 本解析コードの検証の内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">本解析コードの計算機能が適正であることは、後述する妥当性確認の中で確認している。本解析コードの運用環境について、開発機関から提示された要件を満足していることを確認している。 【妥当性確認(Validation)】 本解析コードの妥当性確認の内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">本解析コードは、線量率計算を実施するコードであり、計算に必要な主な条件は線源条件、遮蔽体条件である。これら計算条件が与えられれば線量率計算は可能であり、蒸気発生器保管庫における管理区域境界線量率及び敷地境界線量計算、減容した

- バーナブルポイズン運搬用容器のガンマ線量率計算に適用可能である。
- ・ JRR-4散乱実験室でのコンクリート透過実験の実験値（「原子力第1船遮蔽効果確認実験報告書」JNS-4（日本原子力船開発事業団、1967））と計算値を比較した。実験孔からのガンマ線を遮蔽体に入射させ、遮蔽体透過後のガンマ線の線量率の実験値とQADコードによる計算値を比較し、実験値と計算値を比較した結果、概ね一致していることを確認している。
 - ・ 上記妥当性確認では、実験孔からのガンマ線を遮蔽体に入射させ、遮蔽体透過後のガンマ線の線量率の実験値とQADコードによる計算値を比較している。
 - ・ 今回の蒸気発生器保管庫における管理区域境界線量率及び敷地境界線量計算、減容したバーナブルポイズン運搬用容器のガンマ線量率計算では、上記妥当性確認における実験体系と同様に、ガンマ線の補助遮蔽の遮蔽体透過後の線量率を計算する。
 - ・ 今回の蒸気発生器保管庫における管理区域境界線量率、敷地境界線量計算及び減容したバーナブルポイズン運搬用容器のガンマ線量率計算は、上記妥当性確認内容と合致している。
 - ・ また、「原子力発電所放射線遮へい設計規程」(JEAC4615-2008)では、固体廃棄物貯蔵庫等の補助遮蔽のための点減衰核積分コードとして、QADコードが挙げられている。

項目	コード名	SCATTERING
開発機関	米国ロスアラモス国立研究所及び三菱重工業株式会社	
開発時期	1974 年	
使用したバージョン	Ver.90m	
使用目的	遮蔽計算 (蒸気発生器保管庫における敷地境界線量計算)	
コードの概要	点減衰核積分法を使用した 1 回散乱近似法によるスカイシャインガンマ線量の解析コードであり、ガンマ線が空气中で散乱を受けた後、観測点に到達する散乱線量（スカイシャインガンマ線量）を計算する。また、点減衰核積分法により、直接ガンマ線も計算する。	
検証(Verification) 及び 妥当性確認(Validation)	SCATTERING Ver.90m は、点減衰核積分法による蒸気発生器保管庫における敷地境界線量計算に使用している。 【検証(Verification)】 本解析コードの検証の内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・ 本解析コードの計算機能が適正であることは、後述する妥当性確認の中で確認している。・ 本解析コードの運用環境について、開発機関から提示された要件を満足していることを確認している。 【妥当性確認(Validation)】 本解析コードの妥当性確認の内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・ 本解析コードは、線量率計算を実施するコードであり、計算に必要な主な条件は線源条件、遮蔽体条件である。これら計算条件が与えられれば線量率計算は可能であり、蒸気発生器保管庫における敷地境界線量計算に適用可能である。・ ガンマ線スカイシャインについて、米国 Radiation Research Associates (RRA) が1977年に米国カンザス州立大学において ^{60}Co 線源を用いたベンチマーク試験を実施しており、この RRA での実験値と計算値を比較した結果、概ね一致していることを確認している。	

- ・ 詳細は、「SCATTERINGコードの概要」MAPI-1021改7（平成14年、三菱重工業（株）に示されていることを確認している。
- ・ 上記妥当性確認では、横壁よりも天井が薄い形状で、スカイシヤインガンマ線量が比較的多い体系での実験による測定値と、SCATTERINGコードによる計算値を比較している。
- ・ 今回の蒸気発生器保管庫における敷地境界線量計算は、保管物を線源とし、保管物を囲む側壁は十分な遮蔽があり、保管物を囲む天井は遮蔽が側壁より薄い上記妥当性確認における実験体系と同様の体系である。
- ・ 今回の蒸気発生器保管庫における敷地境界線量計算は、上記妥当性確認内容と合致している。
- ・ また、「原子力発電所放射線遮へい設計規程」(JEAC4615-2008)では、固体廃棄物貯蔵庫等の補助遮蔽のための散乱線計算コードとして、SCATTERINGコードが挙げられている。

減容したバーナブルポイズンの線源核種の考え方

バーナブルポイズン（以下、「B P」という。）の主な構成部材であるステンレス鋼（ホールドダウン部とロッド部の被覆管）とホウケイ酸ガラス（中性子吸収材料）が原子炉内で中性子照射を受けて生成される主な核種は第1表のとおりであるが、その中で、比較的半減期が長く、ガンマ線エネルギーが高い Co-60 を評価対象の線源核種としている。

なお、減容した B P の冷却期間は、2023 年 3 月末時点では約 36 年以上となる。

第1表 放射化生成物

主要部材	生成核種	半減期*	主なガンマ線エネルギー(MeV) *
ステンレス鋼	Cr-51	27.7 日	0.32 (9.8%)
	Mn-54	312.5 日	0.835
	Mn-56	2.58 時間	0.85, 1.81 (27.2%), 2.11 (14.3%)
	Co-58	70.8 日	0.511 (30%), 0.811
	Fe-59	44.6 日	1.10 (56.5%), 1.29 (43.2%)
	Co-60	5.27 年	1.17, 1.33
ホウケイ酸ガラス	Li-8	0.844 秒	—
	Na-24	15.02 時間	1.37, 2.75
	Al-28	2.24 分	1.78
	Si-31	2.62 時間	1.27 (0.07%)

* : 出典「放射線データブック」(地人書館, 1982)

減容 B P 運搬用容器の設置許可基準規則第二十七条の適用
及び本申請における記載について

固体の放射性廃棄物である減容 B P の運搬用容器について、設置許可基準規則第二十七条の適用及び本申請における記載について整理した。

1. 設置許可基準規則第二十七条（放射性廃棄物の処理施設）の適用

[技術基準規則第三十九条（廃棄物処理設備等）]

- ・減容 B P の保管場所変更工事における、原子炉補助建屋から B - S G 保管庫までの減容 B P 運搬作業は、固体状の放射性廃棄物の処理する過程であることから、設置許可基準規則第二十七条第 1 項第三号に該当すると整理している。

(整理の補足)

- ・減容 B P の運搬用容器は、実用炉規則別表第二の「放射性廃棄物の廃棄施設」のうち、「2. 気体、液体又は固体廃棄物処理設備」において「(6) 固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器」に該当することから、運搬作業についても「固体状の放射性廃棄物を処理する過程」に該当する。

(添付資料参照)

2. 設置許可基準規則第二十七条の適用を踏まえた本申請における減容 B P 運搬用容器の記載

- ・減容 B P は「固体状の高放射化された主要な廃棄物」に該当し、減容 B P の運搬用容器には遮蔽機能が必要となるが、本申請書、添付書類八の「7. 放射性廃棄物の廃棄施設」及び添付書類九の「4. 放射性廃棄物処理」においては、減容 B P 運搬用容器の機能として「汚染拡大防止」のみの記載であることから、それらに加えて「遮蔽機能を有する鋼製の保管容器」として記載の充実を図ることとする。

(記載の充実案) 下線箇所修正

添付書類八

7. 放射性廃棄物の廃棄施設

7.3 固体廃棄物処理設備

7.3.2 設計方針

(6) 固体廃棄物処理設備は、…（略）…

また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器 3 基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた 1 基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

添付書類九

4. 放射性廃棄物処理

4.4 固体廃棄物処理

4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量

（略）なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器 3 基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた 1 基等及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

以 上

(添付書類) 規則の比較表

規則の比較表

		実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二		
設置許可基準規則	技術基準規則	発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	
			一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）
(放射性廃棄物の処理施設) 第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時ににおいて放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。 (解釈) 7 第3号に規定する「処理する過程」には、廃棄物の破碎、圧縮、焼却及び固化等の処理過程が含まれる。	(廃棄物処理設備等) 第三十九条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十三条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。 三 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。 五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。 六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう、遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。 (解釈) 3 第1項第3号に規定する「その他の負荷」とは、不純物の影響をいう。（技術基準規則第40条第1項第3号も同じ。） 5 第1項第5号に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物」とは、炉内構造物取替工事により発生するシラウド等、高線量（除染等により線量低減ができるものは除く）の主要な固体状放射性廃棄物をいう。なお、「高線量の主要な固体放射性廃棄物」とは、構内輸送する固体放射性廃棄物の放射能量が科技庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又はA2値（2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の放射能の量のそれぞれその放射性物質についてのA1値又はA2値に対する割合の和が1）を超えるものをいう。 6 第1項第5号に規定する「取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第88条第1項第3号に規定されている「容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないもの」であること。 また、流体状の放射性廃棄物を運搬する容器は、技術基準規則第17条のクラス3容器の規定を満足すること。主要な固体状放射性廃棄物を運搬する容器については、同規則第40条第1項第2号及び第3号の規定を満足すること。	放射性廃棄物の廃棄施設	2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項（機器がある処理能力を發揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。） (6) 固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） 構造図 固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書 放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に關係あるものに限る。）

外部遮蔽壁保管庫での保管対象物の記載について

外部遮蔽壁保管庫での保管対象物として、「1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物」「1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生した主蒸気管、主給水管及び配管サポート」「3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物」を追加することとなるが、本申請書、本文五号の「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」等においては、保管対象物として「1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート等、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート等」と保管対象物を纏めて記載している。

既許可では、「外部遮蔽壁保管庫は、外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物を十分貯蔵保管する能力を有する。」と記載しており、本申請書内で記載の統一が出来ていないことから、保管対象物の記載の統一を図ることとする。

具体的には、既許可の記載内容を踏襲し、「コンクリート、鉄筋及び埋め込み金物」については共通の保管対象物として記載することとし、従来から「1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等」の「等」に含まれていた主蒸気管、主給水管及び配管サポートについては、「等」に纏めることとした。

(保管対象物の記載統一案) 下線箇所修正

本文五号

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

(3) 固体廃棄物の廃棄設備

(ii) 廃棄物の処理能力

外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。

減容 B P 運搬用容器の耐震性評価について

減容 B P 運搬用容器は、固体の放射性廃棄物の運搬用容器であり、運搬用容器については耐震設計上のクラス要求は無い（添付参照）ものの、放射能レベルが比較的高い廃棄物である減容 B P を内包することから、以下のとおり、減容 B P 運搬用容器の耐震性を評価している。

なお、美浜 3 号炉の旧炉内構造物運搬用容器も同様の整理・評価である。

- ・減容 B P 運搬用容器の強度評価においては、運搬時の加速度（1G）を考慮して問題ないことを見認めており、耐震 B クラス相当の静的地震力（0.36G）を考慮した場合における減容 B P 運搬用容器の耐震性は強度評価結果に包絡されることから、運搬用容器の耐震性に問題はない。
- ・減容 B P 運搬用容器は、床に固定せず B – S G 保管庫内に保管するが、耐震 B クラス相当の静的地震力（0.36G）よりも運搬用容器と床（コンクリート）間の摩擦係数（0.4）の方が大きいことから、地震時に減容 B P 運搬用容器が移動することはなく、B – S G 保管庫への波及的影響はない。

減容 B P 運搬用容器に係る耐震設計上のクラス分類の考え方

分類の種類	分類結果	考え方
耐震設計上	該当なし	<p>減容 B P 運搬用容器は、固体状の放射性廃棄物の運搬用容器であり、運搬用容器が「設置許可基準規則別記 2」及び J E A G 4 6 0 1 「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編」に基づく耐震重要度分類（〔S クラス：原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設他。分類例として格納容器排気筒〕、〔B クラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラス施設と比べて小さい施設。分類例として廃棄物処理設備〕、〔C クラス：一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。分類例として固化処理装置より下流の固体廃棄物取扱い設備（貯蔵庫含む）〕において当てはまる分類がないことから、「該当なし」と整理する。</p> <p>なお、B – S G 保管庫は、固体廃棄物貯蔵設備であることから、耐震設計上： C クラスに分類している。</p>